

為替清算システム・「マルク決済圏」 とドイツの銀行

大 矢 繁 夫

はじめに

マルク決済システムがドイツを越えて国際的な広がりをもつとき、その地域を「マルク決済圏」とよぶことができる。このような「マルク決済圏」は、1920年代を除いて、第1次大戦前や1930年代、そして現代においても存在する¹⁾。

小論は、1930年代におけるマルク決済システムの国際的な広がりが、どのような形式と内容をもつものであったかを明らかにしようとする。また、同時期におけるドイツの銀行の対外進出が、それとどのような関係にあったかを、併せて探らうとする。第1次大戦前や現代の「マルク圏」の展開においては、ドイツの銀行の国際業務や対外進出が、重要な要因として位置づいているからである。

以下、Iでは、ドイツが各国とバイラテラルな為替清算協定を結んでゆく経過を辿り、そして為替清算システムの仕組みを追う。IIでは、この、本来は対称的な形式をとる為替清算システムが、どのような点に「マルク決済システム」としての特質をもっていたのか、ということ考察する。IIIでは、ドイツの銀行の対外進出の事例として Deutsche Bank の場合をとりあげ、そ

れのマルク決済システムとの関係を探る。

I 為替清算システム

1. 為替管理と封鎖マルク

ドイツの国際収支表を見ると、1920年代(1924-29年)の累計では、貿易収支とサービス・利子収支は62億RMの赤字となり、さらにこれに賠償支払い84億RMがつけ加わる。この赤字合計をファイナンスしたのが、170億RM(「分類不能分」を含む)近くの外資の流入であった。そして、この外資流入は、同期間の累計で22億RMの金・外貨準備の積み増しをも可能にしていた。1920年代のドイツは、まさしく「外資依存体制」と呼びうるものであった。

1930年代は、数値の利用できる35年までの累計で見ると、57億RMの貿易黒字が、賠償支払い(33年まで)とサービス・利子収支の赤字(55億RM)を埋めていたのがわかる。他方で、31億RMの資本流出(「分類不能分」を含む)が、29億RMの金・外貨準備の喪失をもたらしている²⁾。

表1は、ライヒスパンクの金・外貨保有残高を示している。1930年末の30億RM近い金・外貨準備は、銀行恐慌に見舞われた年、31年の

1) 現代の「マルク圏」については、拙稿「ドイツの金融自由化・金融国際化」村岡俊三・佐々木隆生『構造変化と世界経済』（藤原書店、1993年）を参照のこと。

2) Vgl. Deutsche Bundesbank, *Deutsches Geld-Bankwesen in Zahlen 1876-1975*, Frankfurt am Main, Fritz Knapp, 1976, S. 322.

表1 ライヒスバンク保有金・外貨準備高
(100万RM)

各年末	金(棒金, 外国金貨, ライヒ金貨)	外貨(外貨預金, その他 債権, 外国手形・小切手)	計
1924	760	1308	2068
1925	1208	1022	2230
1926	1831	964	2795
1927	1865	472	2337
1928	2729	528	3257
1929	2283	812	3095
1930	2216	764	2980
1931	984	308	1292
1932	806	253	1059
1933	386	275	661
1934	79	144	223
1935	82	186	268
1936	66	119	185
1937	71	198	269
1938	71	208	279
1939	71	238	309
1940	71	64	135
1941	71	39	110
1942	71	30	101
1943	71	24	95
1944	71	13	84

(出所) Deutsche Bundesbank, *Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975*, S. 329.

年末には、13億RMへと激減している。そして、33年以降、残高は極端に低くなってゆく。このようにしてドイツは、20年代の「外資依存体制」という姿を大きく変化させ、30年代には金・外貨準備の縮小に慢性的に苦しむこととなるのである。

さて、金・外貨準備の縮小への対抗措置としては、輸入を制限し、資本逃避を防ぐための外国為替管理が有効であった。ドイツは、1931年に、工業国としては最初に為替管理を導入した。同年の7月および8月のライヒ緊急令によって、すべての外為取引はライヒスバンクに集中されることとなり、対外支払手段と対外債権はライヒスバンクに引き渡されることとなった。この為替管理は、さしあたっては、銀行恐慌に

よる資本逃避を防ぐための必要措置という性格をもつものであったが、次第に、ドイツの長期的な対外経済政策の一要因としての位置を占めていった³⁾。為替管理によって、輸出者には外貨の引き渡し義務が生じ、輸入者には許可制の外貨割当が課されたが、ドイツの外貨残高の減少とともに、輸入者への割当てはますます小さくなっていった。1932年5月から34年2月までの間、輸入者は、請求のおよそ50%だけ外貨を受け取ることができたにすぎず、34年8月には、それはわずか5%となった⁴⁾。

上記のような為替管理とともに、ドイツは、1931年8月に西ヨーロッパ諸国や合衆国との間で「据え置き協定」を結んだ。それは、外国人保有のマルク残高の実質的な凍結を準備するものであった。翌年には、ドイツは、この凍結

3) 1931年には、多くのヨーロッパ諸国が為替管理を導入した。世界市場恐慌は、とりわけ、農業国であったバルカン諸国を強く襲った。外貨残高が縮小し、保護主義が台頭し、為替管理が導入されていったのである。31年に為替管理を導入したのは次の国であった。ブルガリア、デンマーク、ドイツ、エストニア、フィンランド、ギリシャ、イタリア、ユーゴスラヴィア、オーストリア、ポルトガル、スペイン、チェコスロヴァキア、ソ連、ハンガリー、トルコ。Bernd Höpfner, "Clearingdefizite im Großwirtschaftsraum, Der verrechnungsverkehr des Dritten Reiches 1939-45", *Bankhistorisches Archiv, Zeitschrift zur Bankengeschichte*, 14Jg. Heft2, 1988, S. 116-117.

4) Eckart Teichert, *Autarkie und Großbrauwirtschaft in Deutschland 1930-1939*, München, R. Oldenbourg Verlag, 1984, S. 29-30. Heinrich Irmeler, "Bankenkrise und Vollbeschäftigungspolitik (1931-1936)" in *Deutsche Bundesbank, Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876-1975*, Frankfurt am main, Fritz Knapp, S. 301 (呉文二・由良玄太郎監訳『ドイツの通貨と経済1876-1975年上』東洋経済新報社, 1984年, 368-369ページ)。

を意味する「封鎖マルク」の種々のタイプをつくりあげた。その狙いは、在ドイツ外国人による外為取引を妨げ、外国人保有のマルク残高の利用を制限することにあった。

S. Lieberman の整理によると、この「封鎖マルク」には次のような種類があった。

- ① 「据え置き信用」：この残高を外国人が使うことができたのは、ドイツでの長期投資、ドイツ国内の旅行、ドイツでの一方的な支払の場合に限られた。
- ② 「封鎖商業勘定」：ここには、1931年7月16日以前に生じた外国人によるドイツ国内での商品販売代金が預け入れられ、その保有者は、これをドイツの輸出に対する支払いに用いることができた。
- ③ 「旧勘定」：ここには、1931年7月16日以前に、上記②の場合とは異なる方法で生じた外国人取得のマルクが預け入れられ、その保有者は、ドイツの輸出に対してその価格の25%までの支払いに用いることができた。
- ④ 「封鎖信用マルク」：ここには、外国人による証券以外のドイツ資産のドイツでの販売代金が預け入れられた。そして、1932年12月以降、「旧勘定」と同じように用いられた。
- ⑤ 「封鎖証券マルク」：ここには、外国人によるドイツ証券の販売代金が預け入れられ、その保有者は、ドイツ国内の旅行、ドイツでの一方的な支払い、長期的なドイツ証券への投資に用いることができた。

このような「封鎖マルク」を保有する外国人は、著しいディスカウントを被ってもこの残高の凍結を溶解しようと試みた。海外ではこの残高はディスカウントされて売買され、そのためドイツは、実質的に、その対外債務を著しく減少させるのに成功した、とも評価される⁵⁾。

5) Sima Lieberman, *The Long Road to a*

ドイツは、上記のような「封鎖マルク」の他に、長期対外債務のトランスファーについても制限していった。1933年6月には部分的な、そして34年7月には完全なトランスファー禁止が行われた。まず、外国の債権者は、ドーズ債とヤング債の所有者は別として、1933年6月以降、その利払いの一部のみを外貨で受け取ることができるにすぎなくなった。他の利子債権は、ドイツにおける特別勘定（ドイツ対外債務換算金庫 *Konversionskasse für deutsche Auslandsschulden*）に RM で払い込まれ、外国債権者には、この利子未払い分に対して支払保証書「スクリップ」が発行された。なお、この「スクリップ」は、ドイツでの一定の購買にのみ利用するものであったため、外国で割り引かれて取り引きされ、また、ドイツ金割引銀行では額面の50%で現金化された。そして、このようなトランスファーの禁止は、1934年にはすべての長期対外債務に及び、完全なものとなった⁶⁾。

2. 為替清算協定

ドイツは、金・外貨準備の縮小に対抗して、為替管理を導入し、種々の形態の「封鎖マルク」をつくりだしていったが、これと並んで、多くの国とバイラテラルな為替清算協定を結んでいった。それは、いうまでもなく、外貨を必要としない対外取引の決済システムをつくりあげる、ということの意味した。この清算システムの仕組みは、一般的には次のようなものであった。A国とB国との取引において、B国から輸入するA国輸入者は、その支払いをA国中央銀行内に置かれたB国勘定にA国通貨をもってなす。B

European Monetary Union, Lanham, University Press of America, 1992, pp. 12-13.

6) Teichert, a.a.O., S. 29. トランスファー・モラトリウムについては, Irmiler, a.a.O., S. 309-311 (前掲訳書, 378-381 ページ), 楠見一正・島本融『独逸金融組織論』有斐閣, 1935年, 706-711 ページも参照のこと。

国輸出者は、B国中央銀行内のA国勘定から、B国通貨をもって輸出代金を受け取る。これらの取引の結果、A国中央銀行に対するA国通貨建B国債権は増大し、逆にB国中央銀行に対するB国通貨建A国債権は減少する。しかし、逆向きの取引（A国輸出、B国輸入）が同量で生じれば、相互の残高は均衡する⁷⁾。このような清算取引は、1935年には、ドイツの貿易の80%を担うようになった。そしてこの比率は、1939年までほとんど変化することはなかった⁸⁾。

さて、このような清算取引・清算協定は、3つの基本形態に別れる。第1は、「西方タイプ」であり、支払い協定と呼ばれたもので、ドイツと自由為替国との間で結ばれたものである。第2は、「東方タイプ」であり、ドイツと他の為替管理国との間で結ばれたものである。第3は、ドイツと中南米諸国、アフリカ諸国、オーストラリアとの取引に見られたものである。

第1の「西方タイプ」・支払い協定は、政府間レベルで締結され、その最初のものは1932年9月のスウェーデンとの協定であった。このタイプの協定は、その後、多くの諸国と結ばれたが、最も重要なものは1934年11月のイギリスとの協定であり、そこには、対ドイツ債権国が、ドイツに対する未回収の債権をドイツからの輸入の一部をもって相殺する、という目的がよく表れていた⁹⁾。すなわち、ドイツはイギリスへの輸出売り上げのうち55%をイギリスからの輸入支払いに用い、残りは未払いの対イギリス債務のためにイアマークされるということが決められていた。1933年および34年のドイツのトラ

ンスファー・モラトリアムが、西ヨーロッパ債権諸国をして、その債権と対ドイツ入超分との強制的な清算に向かわしめた、というのが支払い協定締結の基本的動因であった¹⁰⁾。

第2の「東方タイプ」の清算協定は、ドイツと相手国の、中央銀行の間で結ばれた。最初のもは、1932年4月におけるハンガリーおよびオーストリアとの協定であった。1938年には、ドイツは22カ国のヨーロッパ諸国とこの協定を結んでいた¹¹⁾。「東方タイプ」のこの協定は、ドイツと貿易相手国の為替管理による貿易への制限的作用を避けるべく、結ばれたものであった。このタイプの協定は、一般に公表されることはなかったが、ドイツ・ハンガリー協定は例外であった。

ドイツ・ハンガリー協定の下では、清算は次のように行われた。ハンガリー商品を購入したドイツ輸入者は、その支払いをRMをもってライヒスバンクに行く。ライヒスバンクは、この金額を、自行に対するハンガリー中央銀行の債権として貸方記帳する。同様に、ドイツ商品を購入したハンガリー輸入者は、ハンガリー中央銀行にハンガリー通貨ペングを支払い、その金額はハンガリー中央銀行に対するライヒスバン

10) Vgl. Höpfner, a.a.O., S. 118, Teichert, a.a.O., S. 32, 塚本 健『ナチス経済』（東京大学出版会, 1964年）221ページ以下参照。なお、ドイツは、イギリス、オランダ、スイスなどの最も重要な債権国に対して、貿易収支の黒字が最も高かった。Teichert, a.a.O., S. 33.

11) 22カ国とは、ソ連、ポーランド、ダンチヒ、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリア、チェコスロヴァキア、ギリシャ、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、オランダ、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、スイス、イタリア、ポルトガル、スペイン、アイスランドであった。さらに、ドイツは、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、イラン、アフガニスタン、トルコともこの種の協定を結んでいた。Teichert, a.a.O., S. 32.

7) Lieberman, *op. cit.*, p. 11.

8) Teichert, a.a.O., S. 23.

9) Teichertは、ドイツの「西方タイプ」支払協定の相手国（1938年現在）として次の国を挙げている。イギリス、南アフリカ、カナダ、ニュージーランドの大英帝国諸国、ベルギー・ルクセンブルグ、フランス、シリア・レバノン、日本および満州国である。Teichert, a.a.O., S. 32.

クの債権として貸方記帳される。そして、ハンガリーとドイツの両輸出者は、それぞれの中央銀行からそれぞれの国内通貨をもって支払われるのである。

このような清算協定は、一般に、パートナー国間での輸出入の均衡を目指すものであったが、現実には赤字・黒字の不均衡な累積を許すものであった¹²⁾。実際に、ドイツは、多くの南東ヨーロッパ諸国との取引において、入超を期待し、そこに利益を見いだしたのであった(後述)。

清算協定の第3の型は、「アスキ方式」と呼ばれるもので、ライヒスバンクが外国政府と結んだものであった。この清算方式は、前述の「スクリップ」を手本とし、中南米などは、ドイツに対する債権や商品輸出を、RMをもってドイツ国内に置かれた自己の勘定へ払い込まれた¹³⁾。このマルク残高は、厳密に定められたドイツからの商品購入に用いられるか、もしくは、外国で価格割引をもって取引された。したがって、中南米などの対ドイツ輸出者は、このRMの実質的な切り下げを考慮に入れて、輸出価格をそれだけ高く値付けしたという¹⁴⁾。

12) 赤字・黒字が累積された場合、黒字国は相手国へ信用供給を行った。それは、黒字国が自国通貨で一定額を自国中央銀行内の相手国中央銀行勘定に供給するもので、「スウィング」と呼ばれるものであった。この場合、当然、黒字国中央銀行も相手の赤字国中央銀行に対して追加的債権をもつことになる。このような信用が与えられることによって、黒字国からの輸出も統行可能となる。Lieberman, *op. cit.*, pp. 13-14.

13) この場合、1934年10月以降は、設立されたDVKが清算機関として機能するが、それ以前は、主としてDÜBやDSBがその機能を担ったと考えられる。

14) Vgl. Teichert, a.a.O., S. 32-34. 「アスキ方式」については、塚本、前掲書、233ページ、H.W. アーント(小沢、長部等訳)『世界大不況の教訓』(東洋経済新報社、1978年)238ページ以下も参照のこと。

3. ドイツの清算債務

ドイツは、上述のような3つの型の清算取引を展開したが、その協定の数は増大し、清算機関としてのライヒスバンクの負担はきわめて大きくなっていった。そこで、1934年10月に清算機能を専門的に担うドイツ清算金庫 *Deutsche Verrechnungskasse* (DVK) が設立された。これ以降、清算業務は、ライヒスバンクの手からライヒ経済省管轄下のこの独自の機関に移されることとなった。

DVKは、バイラテラルな清算取引を清算するという任務をもつのであり、DVKが債権国に対して負う債務はドイツ国家によって無制限に保証される旨が言明されていた。業務の遂行は、5人のメンバーからなる評議員会によって行われるが、評議員はライヒ経済大臣によって任命されるのであり、DVKはライヒ経済省のコントロール下にあった¹⁵⁾。

表2は、各年における清算金庫への払い込み額、したがって清算協定を結んだ相手国からの輸入額と、これら相手国との輸出入清算の後のドイツの債務残高を示している。ドイツの輸入超過によって生じるドイツの債務増大は、1940年から顕著となる。これは、1940年以降、ドイツの戦争目的のための原料需要が著しく増大したためであり、新たな清算協定が結ばれたためでもあった¹⁶⁾。1939年までは、ドイツの清算債務は3億RM前後で推移し、それほど大きな変化を示さない。これは、35年以降、ドイツと清算取引相手国との輸出入がほぼ均衡していたことを示す。そして、40年からの債務残高増が、ドイツの輸入の累積を示すのである。

ドイツの清算債務は、最終的に、1944年末で200億RMに達しているが、B. Höpfnerによれば、さらにこの残高に106億7,700万RMが加

15) Höpfner, a.a.O., S. 118-119.

16) Ebenda, S. 132.

表2 ドイツ清算金庫 (100万 RM)

	各年末における 債務 (-) と 債権 (+) 残高	各年における 清算金庫への 払い込み額
1934	- 322	
1935	- 433	3308
1936	- 349	3258
1937	- 244	3993
1938	- 314	4174
1939	- 335	5131
1940	- 953	8937
1941	- 3251	15209
1942	- 8052	19918
1943	-14253	24462
1944	-20022	20104
1945 ¹⁾	-20199	

(注) 1) 1945年3月31日の申告。

(出所) 表1に同じ。S. 41.

算されねばならない。というのは、清算取引相手国の清算債権からライヒ大蔵省証券へ投資された分があり、それが上記金額なのであり、この部分は「DVK 外部の債務」として処理されてはいるが、それは明らかに清算債務の形を変えたものにすぎないからである。かくして、1944年末における清算債務総額は、ほぼ307億RMとなる¹⁷⁾。

さて、Höpfnerは、この307億RMのドイツの債務の帰属を、債権国グループ別に分類している。それによると、ドイツの占領地域82.8%、ドイツの同盟諸国14.6%、中立諸国2.4%、清算取引が停止している国0.1%という割合でのドイツの清算債務の構成となる¹⁸⁾。

17) Ebenda, S. 133.

18) 占領地域に数えられるのは、ベルギー、デンマーク、フランス、総督管区、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、保護領ボヘミアとモラヴィア地方、セルビア、ユーゴスラヴィア、ウクライナ、オストランド、エストニア、ラトヴィア、リトアニアである。同盟諸国に数えられるのは、アルバニア、ブルガリア、フィンランド、イ

占領地域のきわめて高いシェアと中立諸国の低いシェアが特徴的である。ここには、ドイツが、政治的・軍事的に制圧した国に対して、相互の輸出入均衡という清算取引の本来の原則を完全に逸脱して、商品の一方的な売り渡しを強要していった姿が浮かび上がってくる。それは、これら諸国が決済手段としてのマルク残高の保有を強制され、「マルク決済圏」に強圧的に編み込まれていったプロセスでもあった。

II 「マルク決済システム」

ドイツは清算取引を拡大し、輸入超過によって清算債務を累積させていった。このことは、とりわけ、前節で見たように、ドイツの戦争遂行と歩調を合わせ、1940年から顕著となっていった。清算取引は、本来、取引2国間での輸出入の均衡を目指す、という原則からすれば、ドイツの逸脱は明らかであった。しかしながら、このような傾向は、1940年から顕著になったとはいえ、すでに1930年代に胚胎していたと考えられる。

E. Teichertが掲げている、1930年代におけるドイツの輸出入の地域別構造を示す表を見ると、この時期のドイツの輸出入の特徴として、「ソ連を除く東・南ヨーロッパ」と「中南米」との取引増大を挙げることができる。輸入についてみると、「英国を含む西ヨーロッパ」からの輸入は、1929年の37.8%から1938年の35.2%へとシェアが落ちているが、「ソ連を除く東・南ヨーロッパ」と「中南米」を合わせた輸入は、同じ年の比較で19.3%から28.5%へと顕著な増大を見せている。また輸出についてみると、「英国を含む西ヨーロッパ」への輸出は、1929年の

タリア、クロアチア、ルーマニア、スロヴァキア、ハンガリーである。中立諸国は、ポルトガル、スウェーデン、スペイン、トルコである。清算取引停止国は、アフガニスタン、アルゼンチン、イランである。Höpfner, a.a.O., S. 133.

58.8% から 1938 年の 48.8% へとダウンし、他方、「ソ連を除く東・南ヨーロッパ」と「中南米」への輸出は、合わせて、16.2% から 26.2% へと増大している。これは、ドイツが、既述の「西方タイプ」清算協定相手国との取引よりも、「東方タイプ」および中南米の清算協定相手国との取引を強めていった、ということを示している。

1930 年代、ドイツは、上記のように南東ヨーロッパや中南米の諸国との清算取引をより拡大していったわけであるが、それでは、このようなドイツと南東ヨーロッパなどとの清算取引の内部には、前節で見た DVK の清算債務累積という事態へと容易につながってゆくような特質は、どのように胚胎せしめられていたのだろうか。

W.S. Grenzebach は、ドイツと「東方タイプ」清算協定相手国、すなわちドナウ川流域諸国との清算取引をめぐる、いくつかの重要な問題に検討を加えている¹⁹⁾。ここでは、それを追いつながら、この「東方タイプ」の清算システムの特質について考えてゆく。

【大規模な債務の形成】

ドイツの清算債務増大に関して、一般に次のように考えられてきた。ドイツは清算協定の精神を犯して大規模な債務の形成に走ったのであり、しかもそれは、ドナウ川流域諸国への支配を得るための計画的・意図的なものであった。ドイツは、債務を相殺し得るほどの輸出を行わず、そのためドナウ川流域諸国の対ドイツ輸出者は、清算マルクをドイツに積んでおくことを余儀なくされたのである。というのは、これら

輸出者へ支払われるべき当該国中央銀行内の当該国通貨残高（その国の輸入者がドイツからの輸入に対して払い込んで形成される）が、きわめて不十分となったからである。このため、ドナウ川流域諸国の中央銀行は、その輸出者へ信用を供給せねばならなかった。結局、これら中央銀行は、その信用供給分につき清算マルクを引き取り、そしてそれだけ国内通貨流通は増大せしめられたのである。他方でドイツは、この実質的に封鎖された清算マルクを国内の軍備や経済拡張のために金融した。

さて、上のような把握に対して、Grenzebach は、何よりも、ドイツは増大した輸入を相殺すべく輸出を行うことは可能だったのであり、実際にその努力も払った、とみる。ドイツは、1934-37 年にはとくに、債務増大よりも輸出促進に向かったし、37-39 年には輸入制限によって債務を低めた、と。

以上の問題に関して、前節の DVK の数値を見る限りは、30 年代は際立った清算債務増加は生じていない。3 億 RM 前後の一定の債務は、決済に必要な残高維持とみることができ。1935-39 年では、少なくとも数値上では輸出入の均衡を窺わせるのである。ただし、それは、事後的な結果がそうであったということにすぎないのであり、この点は忘れられてはならない。

なお、ドイツのドナウ川流域諸国からの輸入は、後者の農産物を世界市場価格よりもかなり高く買い取ったという点を考慮に入れると、やはりある程度意識的に遂行されたということはできよう。この点は、Grenzebach も認めている²⁰⁾。

【輸入農産物のダンピング輸出】

従来、次のように把えられてきた。ドイツは、ドナウ川流域諸国からの輸入農産物を、一方ではなお必要であった外貨を稼ぐためにだけ、世

19) Cf. William S. Grenzebach Jr., *Germany's Informal Empire in East-Central Europe*, Franz Steiner Verlag Wiesbaden, Stuttgart, 1988. Grenzebach の検討は、主に、P. Einzig の議論に向けられている。それは、以下の本文で見ると、いくつかの論点に分けられているが、ポイントは 1 つであると言える。

20) Grenzebach, *op. cit.*, p. 107, pp. 215-219.

界市場でダンピングして売った。そのため、農産物の世界市場価格は低水準に留められた。ドナウ川流域諸国のあらゆる種類の農産物は、これによって、世界市場での販売可能性をさらに低められた。結局、ドイツによって世界市場はスポイルされた、と。

Grenzebach は、上のような事実そのものについては認める。ただし、例えば、ユーゴスラヴィア政府は、自国の農産物がドイツによって世界市場へダンピング輸出される、ということは十分理解していたという。ドイツによるダンピングが世界市場をスポイルするとしても、当時は、ユーゴの農産物に対する買い手はドイツ以外に見いだせない、ということをよく心得ていた、という²¹⁾。

【中古軍備および無用な商品の輸出】

この問題については、次のような見方が支配的であった。ドナウ川流域諸国は、ドイツに対する清算債権の累積とともに、それを溶解・流動化して利用可能なものとするため、ドイツ商品を、必要の如何にかかわらず輸入せざるをえなかった。その商品は、中古の軍備から薬品や楽器に至るまでの無用の品々であった。ギリシャはハーモニカやラジオセットを、ブルガリアは、もはやどこにも売れないような光学器具を、ドイツから否応なしに受け入れざるをえなかった。

Grenzebach は、このような、ドナウ川流域諸国は不必要な商品の輸入をドイツに強制されたという、いわば「ハーモニカ/アスピリン/カメラ・テーゼ」は、統計的にもほとんど根拠がない、とみる。むしろ、ドイツは、これら諸国に対しては、必要な資本設備を供給したし、また非工業化を押し進めるようなことは少しもなかった、という。ただし、相対的に工業化していたハンガリーやポーランドにとっては、ドイ

ツからの資本設備も望むほどのものではなかった。ここでは、旧式設備を押しつけられたということは正しい、という²²⁾。

さて、以上のような問題に関して、ドナウ川流域諸国がドイツから輸入した商品は全く不必要な物品であったかどうかは別として、次のことは要点として押えられるべきであろう。すなわち、ドイツは、ドナウ川流域諸国から価格を度外視して農産物輸入を意識的に図ったのであり、その結果、ドイツに清算債務・マルク残高が堆積する傾向が存在したということ、このような事態が先行していた、ということである。そしてドナウ川流域諸国が、その農産物の唯一の買い手であるドイツに対し、引き続いて輸出を行うためには、やはりドイツからの輸入をとにかくも行わざるをえなかった、ということである。ドイツの輸入ということが、このようなプロセスの起点として位置していたのである。

【長期信用のトリック】

ドイツは、ドナウ川流域諸国がドイツから消費財を輸入する場合、1~2年の期間の信用を与えた。そのため、次のようなことが生じた。例えば、ルーマニアでは、輸入者がドイツから信用を受け、それゆえルーマニア中央銀行内のライヒスバンク勘定へのルーマニア通貨での払い込みは当面行われない。したがって、この限りで、ルーマニアの対ドイツ輸出者が上記勘定から受け取るべき資金は存在しない。彼は、ルーマニア輸入者がドイツから与えられた信用が満期となり、それが上記勘定へ払い込まれるまで、輸出代金の受け取りを待たねばならないことになる。この場合、ルーマニア中央銀行は、自国の輸出者に対して輸出代金を立て替えて支払

21) *Ibid.*, pp. 215-219.

22) *Ibid.*, pp. 216-220. なお、ドイツと南東ヨーロッパ諸国との貿易全般については、工藤章「『ナチス広域経済圏』の再検討」(東京大学『社会科学研究』第35巻第3号, 1983年)の分析を参照のこと。

う。結局、ドイツが与えた信用は、ルーマニア自身がこれを尻拭いした、というのである。

以上のような事実は、Grenzebachも認める。つまり、繰り返しになるが、ルーマニアの対ドイツ輸出は、他方でのルーマニア輸入者がレウ(ルーマニア通貨)をブカレストのルーマニア国立銀行のライヒスバンク勘定に払い込んだときのみ、可能となるのであり、それゆえに、ドイツの対ルーマニア信用は、それが供与されている期間、ルーマニアの輸出・ドイツの輸入を阻害することになる。この事態は、ただし、ルーマニアよりもむしろドイツにとって不利益であった、とGrenzebachみるのである。したがって、ドイツの対ルーマニア信用は、トリックというほどの意図的で計画的なものではなかった、ということになろう²³⁾。

ドイツと南東ヨーロッパ諸国との清算システムの特徴を探るために、Grenzebachが取りあげている諸論点を追ってきた。要点は次のように整理されるであろう。まず、清算システムの一連のプロセスにおいては、何よりもドイツの輸入が起点として作用した、ということ。このドイツの輸入は、世界市場価格よりもかなり高い価格での買い取りであったという点を考慮すると、それはやはりドイツの意識的・意図的な行動であったことを窺わせる。この結果、傾向的にはドイツの清算債務増大の圧力が絶えず存在していた、と言えるであろう。清算取引両国間での輸出入均衡という目標を逸脱して、ドイツが輸入増大を押し進めてゆく結果もたらされる事態は、南東ヨーロッパ諸国に対するドイツの「信用トリック」において生じる事態と同じである。つまり、結末は、いずれも、南東ヨーロッパ諸国の輸入者の当該国通貨での支払いが生じないため、これら諸国の中央銀行内のライヒスバンク勘定には当該国通貨残高が形成され

ず、そのため、当該国輸出者に対するこの勘定からの支払いが困難となる、という事態なのである。かくして、この状態が放置されれば、ドイツへの輸出は停止されざるをえない。それは、南東ヨーロッパ諸国のみならずドイツにとっても望ましい事態ではなかった。

さて、このような事態に至ったとき、いくつかの解決策が登場する。第1は、「スウィング」と呼ばれる相互の残高の積み増しである。これについては、すでに注記したとおりである。第2は、南東ヨーロッパ諸国の中央銀行がその国の輸出者へ信用を与えることである。これについてもすでに見た²⁴⁾。第3は、南東ヨーロッパ諸国が、実際の需要とは関わりなく、ドイツからの輸入を強行し、累積マルク残高を溶解しつつ、他方での自国中央銀行への自国通貨払い込みを促すことである。この第3の方策が、「ハーモニカ/アスピリン/カメラ・テーゼ」と結びついていたのである。

以上のような清算システムの成り行きを、マルク残高の方へ焦点を合わせてみると、次のように言うことができる。すなわち、南東ヨーロッパ諸国は、マルク残高保有をドイツの輸入によって強いられ、この残高を実際に決済手段として生かすために、これら諸国はドイツからの

24) Höpfner は、イタリアでも同様のことが生じたことを述べている。すなわち、ドイツとイタリアとの清算取引における、ドイツの清算債務増大というような不均衡の結果、もしも、イタリア輸出商へ即時の支払いを行おうとするならば、それはイタリア発券銀行の信用措置を意味した、と。一般に、清算取引相手国に対するドイツの債権は、その相手国の「輸出商に支払うには不足していた。発券銀行は、その場合、その輸出者に代金を立て替えねばならなかった。」Höpfner, a.a.O., S. 122. なお、この場合、中央銀行の信用はその国にインフレ圧力をもたらす。現代における、非基軸通貨国中央銀行による基軸通貨の買い介入に際し表れる「非対称性」と同じようなことがここでも見られる。

23) Grenzebach, *op. cit.*, pp. 216-221.

輸入を余儀なくされた。もしくは、そうでない場合、これら諸国の中央銀行が、国内輸出者へ輸出代金を供与し、マルク残高を自ら責任もつものとして引き取るということになった。ここには、この残高が、国際取引において、いわば「決済通貨」や「準備通貨」として強制されていたプロセスを見ることができるのである。本来の対称的なはずの為替清算システムが、ドイツと南東ヨーロッパ諸国の間では、実質的にはマルク決済システムとして機能していったのである。このことが生じたのは、ドイツの輸入・南東ヨーロッパ諸国の輸出ということが、取引全過程の起動力として作用する限り、マルク残高のドイツへの堆積とその流動化は必然事となる、ということによってであった。

III Deutsche Bank の対外進出

前述のように、ドイツと南東ヨーロッパ諸国間の為替清算システムは、実質的にマルク決済システムとして機能した。このことは、ドイツと中南米との取引についても当てはまる。というのは、この取引は、既述のように、封鎖されたマルク残高で決済されたからである。かくして、南東ヨーロッパや中南米の諸国は「マルク決済圏」を構成したのである。さて、このような「マルク決済圏」とドイツの銀行の活動とは、どのような関係にあったのか。ここでは、このことを探るために、当時、ドイツのみならずヨーロッパ大陸で最大の銀行となっていた Deutsche Bank (DB) の対外進出を、OMGUS (Office of Military Government for Germany, United States) の「調査」によって追うことにする²⁵⁾。

25) O.M.G.U.S., *Ermittlungen gegen die Deutsche Bank*, Franz Greno, Nördlingen, 1986.

1. DB の対外進出の概況

DB は、ドイツの全商業銀行の中で最大であり、そして、第2次大戦の間、合併を通じてヨーロッパ大陸の中で最大の銀行となった。1942年には、ドイツの全商業銀行の資産総額の18.5%、預金総額の21%を保有していた。そして、大規模な支店網をドイツを越えて展開し、その最盛期42年には、支店 Zweigstellen と預金所 Depositenkassen を合わせて490店を有した。これは、その最大の競争者 Dresdner Bank より1/3ほど多かった²⁶⁾。

表3は、DBの在外子会社の拡張を示している。この拡張は、ドイツのヨーロッパ侵攻にともなって、1938年以降行われていった。1938年以前は、重要なものとしては、南米とオランダへの進出のみである。表4は最盛期におけるDBの対外進出全体の状況である。これによると、ヨーロッパ8カ国においてDB自身の支店が26、ヨーロッパ10カ国と中南米およびアジアにおいてDBが支配権を得た銀行の支店123が存在する。また、日本、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキアに対する資本参加が見られる。

このようなDBの対外進出が目的としていた業務は多様であったが、主として次のものが挙げられる。輸出入取引への金融、外国金融機関の取得、外国株式会社に対する支配、ドイツ政府の対外取引への関与などである。また、ライヒ経済省は、ドイツがヨーロッパの銀行を資本的にも人的にも支配し、ベルリンがヨーロッパの貨幣市場・資本市場の中心となるべく、ドイツの銀行の対外進出をその方針として掲げてもいた²⁷⁾。

2. DB の対外進出の事例

上に見た対外進出のうち、DBの積極性・攻撃

26) Ebenda, S. 13.

27) Ebenda, S. 187-191.

表3 Deutsche Bank の在外子会社

進出先国および銀行名	公称参与額	資本総額に占める割合	取得した年
1938年以前の編入			
(南アメリカ) Deutsche Überseeische Bank, Berlin	RM 18665000	51%	1886
(ブルガリア) Deutsche-Bulgarische Kreditbank, Sofia	Lewa 32060700	64%	1905
(中国) Deutsche-Asiatische Bank, Berlin	RM 42000 ¹⁾	60%	1890
(オランダ) Handel-Maatschappij H. Albert de Bary & Co. N.V., Amsterdam	hfl 14323000	95%	1919
1938年以降の編入			
(オーストリア) Creditanstalt Bankverein, Wien	RM 36057000	51%	1938/1942
(チェコスロバキア) Böhmische Union-Bank, Prag	Kc 89258000	59%	1938/1939
(ポーランド) Creditanstalt. A.G., Krakau	Zl 200000	20%	1940
(ルクセンブルグ) Generalbank Luxembourg A.G.	luxfrs 6049000	30%	1941
(ルーマニア) Banca Comerciala Romana, Bukarest	Lei 176372000	58%	1941
(ユーゴスラヴィア) Bankverein, A.G., Belgrad	Din 12864400	12%	1941
(日本) Bankverein für Kroatien, A.G., Zagreb	Kuna 18750000	15%	1941
Deutsche Bank für Ostasien, Berlin	RM 2000000	20%	1942

(注) 1) 優先株
(出所) O.M.G.U.S., *Ermittlungen gegen die Deutsche Bank*, S. 370.

性を最もよく示していたものが、オーストリアの Creditanstalt-Bankverein, Wien (CABV) の取得と、ヨーロッパ最大の持株会社の1つであった Société Générale de Belgique (SG) の持ち分をめぐる闘争であった。

CABV は、その前身が1855年にウィーンで設立され、合同過程を経た後に国内に40以上の支店をもつオーストリアで最大の、そしてバルカン地域に最も大きな影響力をもつ銀行であった。DBのCABV獲得にむけての活動は、ドイ

ツのオーストリア併合(1938年3月)とともに始まるが、最終的にDBが支配株主となるのは1942年5月であった²⁸⁾。そして、DBがCABV

28) DBのCABV獲得が1942年までかかったのは、CABV株の過半がオーストリア国家の所有であり、ドイツによるオーストリア併合とともに、それは自動的にドイツの大蔵省の手に移ったからであった。そして、大蔵省はこの株を、自身の工業持株子会社であるVIAGなどへ付与し、その後DBの手に多数株が譲渡されたか

表4 Deutsche Bankの対外進出

進出先国	DB支店	DB支配の 金融機関	DBないし子会社 が参与する銀行
アルゼンチン		3	
ベルギー	1 ¹⁾		
ブラジル		6 ¹⁾	
ブルガリア		7	
チリ		6 ²⁾	
中国		6	
フランス	5 ³⁾		
日本			1
ユーゴスラヴィア		4 ⁴⁾	1
ラトヴィア	1 ¹⁾		
リトアニア	1		
ルクセンブルグ		3	
オランダ		1	
オーストリア		43	
ペルー		2	
ポーランド	7	6	
ルーマニア		8	
スペイン		3	
スウェーデン	1 ¹⁾		
チェコスロヴァキア	9	22	1
トルコ	1		
ハンガリー		2	
ウルグアイ		1	
計	26	123	3

(注) 1) 駐在員事務所, 2) 報告によれば1942年解散, 3) 在パリ駐在員事務所と在エルザス・ローリングゲン4支店, 4) リュブリナの1支店を含む。

(出所) 表3に同じ。S. 371。

に支配を築くのと同時に、中・南東ヨーロッパにおけるDBの支店や銀行持ち分がCABVに移されていった。ポーランド、チェコスロヴァキア、ブルガリア、ルーマニアのDB支店や持ち分がCABVの管轄下に置かれたのである²⁹⁾。

らである。O.M.G.U.S., a.a.O., S. 205-213。

29) 1940年にはポーランドのDBクラカフ支店が、そして42年にはスロヴァキアのUnion-Bankの株の1/3がCABVに移された。さらに、Deutsche Bulgarischen Kreditbankの株の30%、Banca Commerciale Romanaの株の30%もCABVに移された。O.M.G.U.S., a.a.O., S.

DBはCABVを取得し、それを通じて、中・南東ヨーロッパ業務を推進していったわけである。それは、「DBは、その南東ヨーロッパ業務を、ベルリンとの特別な信用関係を配慮しつつ、できるだけウィーンで指導する」という原則の下で行われていった³⁰⁾。

DBが、SGとそれの持ち分をめぐる争ったのは、バルカン諸国の銀行業務に自らの支配的地位を築こうとしてであった。その1つの例として、DBによる、SGの支配していたBanca Commerciale Romana (COMRO)の獲得が上げられる。COMROは、ルーマニアの銀行であるが、SGとフランスのBanque de l'Union Parisienne (PARUNION)によって支配されていた。DBは、COMROを得るため、ベルギーとフランスのこの株主と交渉を続け、1941年に最終的にCOMRO株の90%近くを獲得した。その際に、ドイツ政府はルーマニア政府に圧力をかけ、DBへのCOMRO株譲渡の実現を助けた。DBがCOMRO獲得に向かったのは、膨大な原料を有するルーマニアにドイツが強い関心をもっていたからであった。DBのCOMRO獲得の後の1942年には、COMROの輸出関連業務は前年の2倍へと跳ね上がった³¹⁾。

DBの対外進出は、以上のように、何よりも南東ヨーロッパに向けられたといえることができるが、「マルク決済圏」を構成するもう1つの地域、中南米においても、DBは積極的な活動を展開した。DBの中南米への進出は、Deutsche Überseeische Bank (DÜB)によって担われた。この銀行は、DBによってすでに1886年に設立されたもので、その業務はベルリンの本店とハンブルグ事務所によって指導された。その最大の競争者はDresdner Bankの子会社であるDeutsche Südamerikanische Bank (DSB)で

213-214。

30) Edenda, S. 208-209。

31) Ebenda, S. 229-234。

あるが、これと比べると、1942年ではDÜBの資産規模は2倍以上であった。DÜBは、アルゼンチン、チリ、ブラジル、そしてスペインの多くの都市に支店を設けた³²⁾。DÜBの30年代における活動は、主として、ドイツと中南米の貿易に関わるものであった。すなわち、ドイツと中南米諸国とのバイラテラルな清算取引において、清算機関として活動したのである。例えば、ドイツとウルグアイとの取引においては、DÜBは公的な機関とされた。ドイツと中南米の清算取引においては、既述のように、1934年以降、DVKがドイツにおける公的な清算機関となったが、この例のように、清算の一部はDÜBに任されたのである。DÜBはDVKの業務を補足する役割を担ったのである³³⁾。

以上では、OMGUSの「調査」によりながら、DBの対外進出の主要局面を追った。「マルク決済圏」とドイツの銀行の対外進出の連係を探るためであった。まず、中南米におけるDÜBの活動は、為替清算機関としてのそれが主要なもの1つであった。ここでは、明白に、ドイツの銀行の対外進出が、為替清算システム・「マルク決済圏」を担うものとして位置づけられる。

次に、ヨーロッパにおけるDBの進出は、やはり南東ヨーロッパ諸国に重点を置いたものであった。そこでの業務は、先に触れたように多様なものであったが、例えば次のような事例が注目される。それは、南東ヨーロッパ諸国のうち、ブルガリアやルーマニアに対して、多額の信用が与えられていることである。ブルガリアに対しては、1940/41年に5億RMが、ルーマニアに対しては1940年下半期に10億5,000万RMが、いずれもDBやDresdner Bankなどが

コンソーシアムを組んで供与されている。両ケースとも、ドイツの衛星国・属国に対する武器輸出や資本財輸出のための信用であったという。そして、このようなドイツからの輸出とそれに際しての信用は、Grenzebachの指摘からも、清算取引の外部で、それとは別枠で行われた、と考えられるのである³⁴⁾。このような輸出とそのための巨額の信用が、清算取引の内部で処理された場合、ドイツに積まれたマルク残高は一挙に消え、また相手国内にも相手国通貨残高は形成されず、清算システムは困難に陥るであろう。上記のドイツの信用の例は、このような事態を回避するためであったと考えられる。以上の例は、通常の清算取引の内部では処理しえないような大規模な取引とそれへの信用が、DBなどドイツの銀行によって担われたという事例であるが、その場合、いうまでもなく、ブルガリアやルーマニアへのDBの進出が前提となっているのである。ここには、DBの対外進出とそこでの業務展開が、清算システムの不十分さを補うべく機能した、という点を見ることができ

むすびにかえて

ドイツの為替清算システムは、「東方タイプ」や中南米との取引においては、「マルク決済システム」として機能した。そしてドイツの銀行の対外進出と、それによる業務も、この清算システムと直接・間接に連係して展開したのであった。

バイラテラルな為替清算システムは、本来、対称的なものであり、取引両国は相互に相手国に対して自国通貨残高で債務を負う。しかしながら、ドイツは、南東ヨーロッパや中南米諸国との取引において、一方的にマルク残高(債務)を

32) DÜBの設立等については、赤川元章「第1次世界大戦前におけるラテン・アメリカでのドイツ海外銀行の活動」野口 祐教授還歴記念論文集編集委員会『現代企業における技術と経営の展開』(森山書店、1987年)を参照のこと。

33) O.M.G.U.S., a.a.O., S. 194-198. S. 244-246.

34) Ebenda. S. 247-248. Grenzebach, *op. cit.*, p. 221.

累積させていった。このことは、1940年以降顕著になってゆくが、30年代にも傾向としては存在した、とみることができた。ドイツの輸入の先行がこの清算取引のプロセス全体を動かしていったからである。

このように、ドイツの輸入・相手国の輸出ということが、清算取引のプロセス全体の起動力として作用する限り、ドイツへマルク残高は堆積し、かくしてその流動化が強く要請されてくる。というのは、マルク残高の堆積を放置することは、他方で、相手国において相手国通貨残高が形成されないことを意味するのであり、したがって相手国の輸出・ドイツの輸入はそこで停止せざるをえなくなるからである。相手国の輸出とドイツの輸入の利害が一致するかぎり、この事態は避けられねばならない。ここから、相手国は、中央銀行による輸出者への信用措置や、

ドイツからの輸入を強いられることになる。

以上のようなドイツの為替清算システムの全過程は、ドイツが、マルク残高に国際取引の決済手段としての地位を与え、それを他国に強要していったプロセスであった、とみることができ。この時期における、「広域経済圏」の通貨・金融面での表現である「マルク決済圏」ないし「ライヒスマルク地域」の存在は、一般に認められてはきたが、RMの一定地域内での「基軸通貨」としての地位と内容は、具体的には上にみたようなものなのであった。この時期、RMの価値に対する何らかの国際的信認が存在しない限り、各国が自発的にマルク残高を保有し、それをもって国際決済を行うということはありません。したがってドイツは、それを半ば詐欺的・暴力的に生ぜしめた、というように言えるであろう。